

ダム事業の検証結果等にもなうルールについて

1 . 提案

ダム事業の検証結果等によりダム事業が縮小等する場合

代替となる治水事業が速やかに実施できるよう、柔軟な対応が可能となる財政支援制度とされたい。

また、撤退等するダム事業参画者等の役割を明らかにしつつ、ダム予定地の地域振興や関係住民の生活再建が実施できるよう、財政支援を含むルールづくりを願いたい。

2 . 現状と課題

ダム事業を縮小等する場合、流域の安全・安心の確保のため、速やかに代替となる治水事業を実施する必要がある。

ダム事業の見直しは、その事業期間がきわめて長いことから、ダム予定地関係住民の生活をはじめとして地域社会に対する影響が大きい。

ダム建設に際しては、地域社会への影響緩和などのルールが確立されているものの、ダム見直しに際してのこうした課題に対応できるルールがない。

3 . 本県の取組状況

直轄（大戸川）ダムについては、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備事業が継続できるよう関係府と協議している。

当面の治水対策は、適正な維持管理により現況の流下能力を確保するとともに、必要な河川改修について国と協議している。

機構（丹生）ダムについては、国と水資源機構が主体となり検証が進められているが、関連する姉川・高時川の治水対策については県として必要と考える検討を独自に実施している。

補助（北川）ダムについては、国の検証基準に加えて、早く・安く・確実に効果を上げ「地先の安全度」を確保する。

国の検証基準による見直しに先行して中止した芹谷ダムについては、事業中止後のダム予定地に係る関係住民の生活再建や地域振興の計画づくりを地元と協議している。

（国土交通省）

(提案の概要)

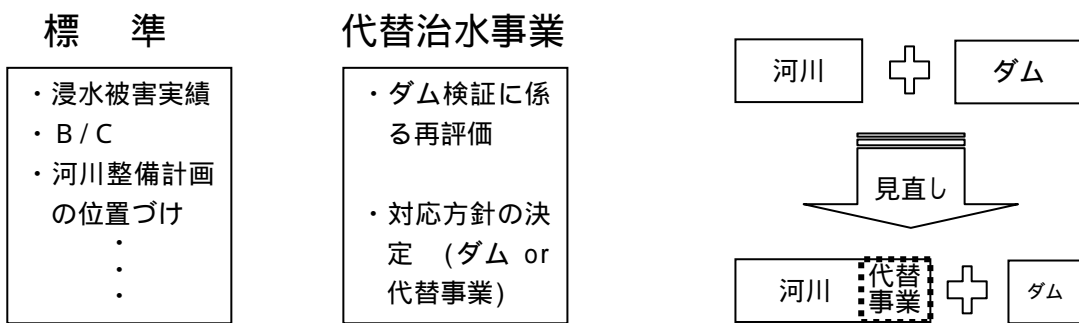
< ルールが必要な事項 >

代替治水事業を速やかに実施できる財政支援制度

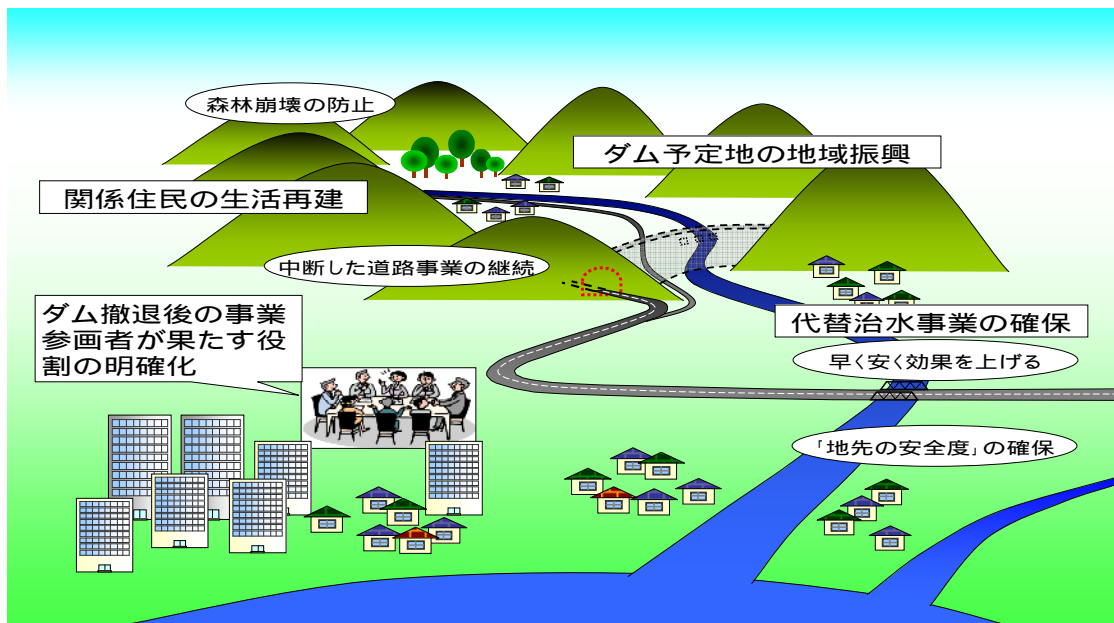
- ・見直しの結果、採用するとした代替治水事業については、見直し手続き(事業評価監視委員会など)をもって新規採択条件を満たすものとし、基幹事業として社会資本整備総合交付金の充当を可能なものとする。
- ・見直しの結果、凍結・中止となるダム事業予算を代替治水事業に振り替えるなどにより、治水事業費を確保する。

【交付金の新規採択条件のイメージ】

【治水事業費枠のイメージ】



ダム事業が縮小等される場合にあっても、ダム予定地関係住民の立場に立ったダム事業者、ダム事業参画者等関係者の果たす役割を明確化する。撤退後においても、ダム予定地の地域振興策、関係住民の生活再建等を継続して実施するための財政支援を含む方策



代替治水事業の推進、ダム予定地の地域振興や関係住民の生活再建等のルールが、国の検討基準による見直しに先行したダム事業の見直しであっても、同様に適用する方策